

会 長	局 長	次 長	係 長	係

令和元年 7 月 2 5 日

奄美市農業委員会

第 7 回定例総会議事録

署名委員 前山 重一郎

署名委員 泉 智 宜

## 奄美市農業委員会第7回定例総会議事録

1. 招集日時 令和元年7月25日(木) 午後9時30分～

2. 招集場所 市役所6階 会議室

3. 出席委員

番号	氏名	番号	氏名
1	岸田 国広	9	栄 和正
2	中棚昭三十	10	泉 智宜
3	肥後 安美	11	中山 芳一
4	榮 清安	12	寺師 清満
5		13	吉 卓男
6	西 盛満	14	濱手 薫
7	前山 重一郎	15	土浜 良二
8	前田 孝徳	16	野崎 清志

4. 欠席委員

南 和利

5. 議事に参与した者

事務局長 用稻 工巳 事務局次長 池 秀平  
住用分室長 原 俊三 笠利分室長 竹田 勇人

6. 報告事項

・8月定例総会日程について

7. 議事日程

- (1) 会議録署名委員の指名について
- (2) 会期の決定について
- (3) 議案について

議案第38号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第39号 農地法第4条の規定による許可申請について  
議案第40号 農地法第5条の規定による許可申請について

- 議案第41号 笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の  
決定について
- 議案第42号 笠利地域農用地利用集積計画(中間管理機構)の  
決定について
- 議案第43号 農地移動適正化あっせん委員の決定について

(4) その他

議長

(吉 会長)

ただいまの出席委員は15人であります。総会は成立いたしました。

これから、令和元年第7回定例総会を開会いたします。

それでは、議事日程に入ります

#### 日程第1

会議録署名委員の指名を行います。

本総会の会議録署名委員には、7番 前山 委員と10番 泉 委員のお二人を指名いたします。

#### 日程第2

会期の決定を議題といたします。

本日の総会は日程通知のとおり議案第38号から議案第43号までの6件を予定いたしております。

お諮りいたします。

会期は本日1日にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本総会の日程は1日と決定いたしました。

本日の議案日程はあらかじめお配りしてありますとおりを予定としております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

#### 日程第3

議案第38号農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたしますがNO.33に会長報告がありますので、最後に審議を行います。

それでは事務局に議案の朗読と説明を求めます。

事務局

(用稲局長)

(事務局の朗読及び説明)

2 ページ. NO. 28 につきましては売買による所有権の移転でございます。  
土地の所在は名瀬の知名瀬 2 筆で合計 1 2 8 9 m<sup>2</sup>でございます。  
取得後は 4 ページにありますように時計草・マンゴーを栽培する予定です。  
新規農家で 1 6 ページに営農計画が添付されています。

1 1 ページ. NO. 29 につきましては売買による所有権の移転でございます。  
土地の所在は住用町の 1 筆 2 9 6 9 m<sup>2</sup>でございます。  
取得後は 1 3 ページにありますようにたんかんを栽培する予定です。  
新規農家で 1 6 ページに営農計画が添付されています。

1 9 ページ. NO. 30 につきましては売買による所有権の移転でございます。  
土地の所在は笠利町の 1 筆 1 2 8 m<sup>2</sup>でございます。  
取得後は 2 1 ページにありますようにバナナ・野菜等を栽培する予定です。

2 8 ページ. NO. 31 につきましては贈与による所有権の移転でございます。  
土地の所在は笠利町の 1 筆 5 7 6 m<sup>2</sup>でございます。  
取得後は 3 0 ページにありますようにサトウキビを栽培する予定です。  
新規農家で 3 3 ページに営農計画が添付されています。

3 7 ページ. NO. 32 につきましても贈与による所有権の移転でございます。  
土地の所在は笠利町の 2 筆で 2 8 0 m<sup>2</sup>でございます。  
取得後は 3 9 ページにありますようにサトウキビを栽培する予定です。  
新規農家で 4 2 ページに営農計画が添付されています。

4 6 ページ. NO. 33 につきましては売買による所有権の移転でございます。  
土地の所在は笠利町の 1 筆 2 9 1 5 m<sup>2</sup>でございます。  
取得後は 4 8 ページにありますようにサトウキビを栽培する予定です。

5 4 ページ. NO. 34 につきましては売買による所有権の移転でございます。  
土地の所在は住用町見里の 2 筆 6 0 1 m<sup>2</sup>でございます。  
取得後は 4 8 ページにありますように牧草を栽培する予定です。受人は肉用牛を営んでおられます。

<p>議長</p> <p>1 1 番</p>	<p>以上 7 件でございます。</p> <p>農地法第 3 条第 2 項の各号該当しないため、許可要件のすべて満たしていると考えます。</p> <p>(吉会長)</p> <p>それでは、本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。順次譲受人、譲渡人、土地の順にそれぞれ報告を求めます。</p> <p>(中山委員) 譲受人</p> <p>農地法第 3 条の規定による NO. 2 8 の譲受人について調査報告します。</p> <p>7 月 2 2 日 1 8 時 3 0 分頃受人に電話でお話を聞く事ができました。</p> <p>受人は空調設備会社の職員であり、7, 8 月は多忙のためそれ以外の月に農業を行っているということでございます。時計草とマンゴーのハウス栽培の規模拡大のための申請であるということです。受人はまだ 6 0 代で、父がかん水等の作業を手伝っていると云うことで問題はないと思います。</p>
<p>事務局</p>	<p>(用稲局長)</p> <p>農地法第 3 条の規定による NO. 2 8 の譲渡人について調査報告します。</p> <p>7 月 4 日 1 7 : 4 5 分に鹿児島市にお住まいの譲渡人へ電話にて確認をいたしました。</p> <p>譲渡人は鹿児島市に家もあり、今後は島に帰ることがないことから畑を手放したい。特に譲受人とは親戚関係でもないという事で、譲渡人の住所、土地の所在、土地の対価等を確認し、申請書の内容は間違いなしとの事で確認いたしました。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。</p>
<p>6 番</p>	<p>(西委員)</p> <p>土地について報告します。</p> <p>7 月 2 3 日火曜日午後 6 時 3 0 分頃、上原推進委員と 2 人で申請地の確認に行きました。</p> <p>申請地は集落から 1 0 0 m 程行った所の道路沿いの山手の方にありまして、自分も畑に行くところでもよく見ている畑です。譲受人は 1 0 年前から譲渡人の畑を借りて農業を行っています。申請地は山に囲まれており風も当たらない場所で、露地野菜の外ハウス 2 棟でマンゴー、パッションフルーツも栽培され、山裾はタンカンが数本植えられていました。</p> <p>第 2 項第 1 号、第 2 項第 4 号、第 2 項第 7 号については、別紙のとおりで</p>

<p>4 番</p>	<p>ありますのでご報告いたします。</p> <p>(榮委員)</p> <p>農地法第 3 条の規定による NO. 2 9 の案件について調査報告します</p> <p>7 月 2 3 日火曜日午後 1 時 3 0 分、譲受人に申請地の現場にてお会いしお話を伺いました。</p> <p>申請書に記載された農地の地番面積、売買の対価等、記載内容に間違いのないことを確認いたしました。</p> <p>つづいて土地について報告します。</p> <p>同日 1 時 3 0 分全所有者の譲渡人によって、防風樹、猪の防護柵が設置され 5 0 本程のタンカンが植栽されておりました。譲受人の意向では歯抜けになった箇所新たなタンカンの苗木を植える計画をしておられ、J A に苗木を注文する予定だという事でした。尚、農地法第 3 条の調査書につきましては第 2 項第 1 号、第 2 項第 4 号、第 2 項第 7 号については、別紙のとおりでありますのでご報告いたします。</p>
<p>1 1 番</p>	<p>(中山委員)</p> <p>NO. 2 9 の譲渡人に 7 月 2 2 日 1 8 時 5 0 分頃電話にて話を聞くことが出来ました。</p> <p>譲受人との関係は父親の知人ということで、申請内容の確認をいたしました所、間違いありませんという事で委員のご審議をよろしく願いますという事です。</p>
<p>8 番</p>	<p>(前田委員)</p> <p>調査報告の順序を土地の方からお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>(吉会長)</p> <p>分かりました。土地のから順に説明をお願いします。</p>
<p>4 番</p>	<p>(肥後委員)</p> <p>農地法第 3 条の規定による許可申請 NO. 3 0 の土地について調査報告いたします。</p> <p>7 月 2 2 日午前 9 時に調査の準備のために笠利分室において竹田室長と申請地の位置を確認し又、現在進行中の地籍調査の係の方の意見も伺ってその</p>

後、現地調査を行いました。

申請地は奄美空港の前を通る県道の道向かいにあるレンタカー事業所、駐車場事業所奥手に有り一部は車置き場として利用されていました。一部は雑木が茂り畑として利用できる状態ではありません。申請地の状況や耕作のための道路の事等を考えると農地としての利用は難しいのではないかと感じました。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号については、別紙のとおりでありますのでご報告いたします。

8番 (前田委員)

農地法第3条の規定による許可申請についてのNO.30の受人について調査しましたのでご報告します。

令和元年7月23日まず、9時半過ぎ笠利分室に出向き土地の調査はどうであったかを聞きました。これは以前申請があったとき土地が確認されずに取り下げした事があったためです。今回は土地が確認できたとの事でした。

内容についてはただいま肥後委員より報告があったとおりです。

受人とは笠利分室からの帰りに10時に自宅でお会いし、申請書の内容について確認しましたが受人に対しては、土地は確認できましたが、農地の状態ではないと云う事で3条では無理ですと伝え、今後地籍調査が済んでからの対応か、5条申請で処理するしか方法がありませんと伝え、受人も地籍は時間が掛かるので渡し人と話し合っ決めてたいとの事であり、そういうことで受人としては3条申請では無理と承知しております。

委員の皆様このようなことをございしますが、委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

事務局 (竹田笠利分室長)

農地法第3条の規定による許可申請NO.30譲渡人に7月24日19時頃に電話で娘さんに確認をとることができました。

申請内容には間違いはないという事で連絡は取れましたが、先ほど話が出ていますように3条での申請は難しいかも知れないですよと、お伝えしております。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 (吉会長)

NO.32、31の順で報告をお願いします。



1 1 番

(中山委員)

NO. 3 1 と 3 2 は受人が同一なためNO. 3 2 から報告させていただきます。

7月23日13時半から受人宅で直接話を聞くことができました。

受人と渡し人は兄弟で、受人が就農していたという農地を引き継ぐことになり、渡し人と双方で話がついているということでありました。

申請内容のとおり贈与する事に間違いありませんという事でございます。以上です。

つづいて渡し人のことですが、渡し人には7月22日19時電話で話を聞くことができました。

これまで耕作していた農地を受人に引き継ぐ事で話がついているそうです。申請内容に間違いありませんという事でございます。以上です。

続いてNO. 3 1 の受人について報告します。

先ほどのNO. 3 2 と同一人です。

受人に直接話を聞くことができましたが、先ほどのように土地についても双方で話がついているという事で、申請内容に間違いありませんという事でございます。

渡し人について報告します。電話しても中々通じませんでした。NO. 3 2 の渡し人とは従兄弟に当たり今回の所有権移転内容を把握しているという事事でもございましたので、NO. 3 2 の渡し人に連絡を入れ、NO. 3 1 の渡し人への連絡がなかなか取れないので、この話は進みませんよと申しましたら、翌日夜の8時過ぎに渡し人から電話がありました。申請の内容を確認しましたら間違いありません、承知しておりますという事でした。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

8 番

(前田委員)

議案38号農地法3条の許可申請について、NO. 3 1 と 3 2 の土地につきまして、一緒に説明したいと思えます。

NO. 3 1 の土地については、7月23日10時35分に現地に行きました。

34ページにありますように現地は耕耘され整地された状態で除草剤を散布し雑草が枯れた状態でありました。

尚、第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号については、別紙のと

おりでありますのでご報告いたします。

それからNO. 3 2の土地について調査しましたので報告いたします。

7月23日10時55分に現地に行きました。43ページにありますように、土地の状態は大人の胸の高さくらいのススキが生えておりました。

草払い機で草刈りをしたら農地として再生できます。

委員の皆様のご審議をよろしく申し上げます。

尚、第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号については、別紙のとおりでありますのでご報告いたします。

12番 (寺師委員)

議案38号NO. 34につて、譲受人、譲渡人立ち会いの下、7月18日に申請地を確認しながら話を伺いました。お二方とも申請内容には間違いありませんという事でした。

土地については、申請地の横に牛舎が建っており、堆肥等を活用しながら野菜栽培も行いたいと話しておられます。

経営面積の拡大ということで問題はないかと思えます。委員の皆様のご審議をお願いします。

第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号については、別紙のとおりでありますのでご報告いたします。

議長 (吉会長)

これから本案対する質疑に入ります。NO. 28から質疑ございませんか。

7番 (前山委員)

NO. 30についてはどういう取扱にするのですか。

議長 (吉会長)

調査委員としては、3条では無理という事ですよね。

8番 (前田委員)

そうです

3 番	<p>(肥後委員)</p> <p>以前は入口がないので、田の畦を歩いて作業をしていたと思います。</p> <p>現況は申請地に行く道はありません。行くとなればその近辺の土地を通らなければ行けないと思います。耕耘機も入るところありません。</p> <p>前田委員から報告がありましたように農地として利用するより、農地以外の利用が良いと感じました。</p>
議長	<p>(吉会長)</p> <p>他にございませんか</p>
3 番	<p>(肥後委員)</p> <p>NO. 3 1. 3 2の説明で分からないところがありましたので、再度お聞きします。渡し人は間違いないという事で確認は取れていますか。</p>
1 1 番	<p>(中山委員)</p> <p>間違いありません。</p>
3 番	<p>(肥後委員)</p> <p>分かりました。</p>
7 番	<p>(前山委員)</p> <p>この土地はサトウキビが植えられているという事ですか。</p>
8 番	<p>(前田委員)</p> <p>3 1につきましては、この話が議題に上がる前に前もって打ち合わせして現場に行きました。その時点では株出しのような状態のサトウキビがありました。2 3日に行くときれいに耕耘してありましたので、夏植えをされるのではないかと思いました。</p> <p>3 2の土地につきましては、大人の胸くらいの高さのススキが生えた状態です。</p>
議長	<p>(吉会長)</p> <p>他にございませんか</p> <p>(「なし」の声あり)</p>

質疑がないようですのでこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第38号農地法第3条の規定による許可申請NO.28から29については、担当調査員による調査意見の報告のとおり、許可意見と認めることにご異議がなければ挙手をお願いいたします。

(「全員」挙手あり)

ご異議なしと認めます。

つづいてNO.30について、調査員意見の報告のとおり、不許可と認めることにご異議がなければ挙手をお願いいたします。

(「全員」挙手あり)

ご異議なしと認めます。

つづいてNO.31、32、34について、調査員意見の報告のとおり、許可と認めることにご異議がなければ挙手をお願いいたします。

(「全員」挙手あり)

ご異議なしと認めます。

よって議案第38号農地法第3条の規定による許可申請NO.28、29、31、32、34については審議の結果、これを認めることに決定いたしました。

またNO.30につきましては審議の結果、非農地又は5条申請が望ましいと云うことから不許可に決定いたしました。

次のNO.33については議長を交代して進めます。

議長

(榮会長代理)

それでは農地法第3条NO.33に対する担当調査委員の調査意見の報告を求めます。

13番

(吉委員)

農地法第3条の規定によるNO.33について調査報告します。

65ページをお開き下さい。7月22日午前10時頃に受人に直接お会いして話を聞くことができました。

今回の申請の内容には間違いのない事でした。今後も農業をやっていくための規模拡大であり経営の安定のために土地を買うとの事です。

後継者もいて特に問題ないと考えます。

続いて渡し人について報告します。

渡し人宅を再三訪ねましたが会うことが出来ませんでした。

渡し人は生活保護世帯ということから集落の民生員からお話を聞く事ができました。

民生員は渡し人と市の担当者も交えて土地の売買の件について話をされたようです。

金銭の受け取りは市の担当者も交えて行う事で、申請書の内容には間違いありませんという事ですので問題はないと思います。

次に土地について調査報告します。

申請地は現在、耕耘整地されており、サトウキビの夏植えの準備がされていきました。周辺のサトウキビが植えられており農地としては問題ないと思います。

農地法第3条の調査書、第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号については、別紙のとおりでありますのでご報告いたします。

委員の皆様のご審議の程よろしくお願いいたします。

議長

(榮会長代理)

これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですのでこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第38号農地法第3条の規定による許可申請NO.33については、担当調査員による調査意見の報告のとおり、許可意見と認めることにご異議が

なければ挙手をお願いいたします。

(「全員」挙手あり)

ご異議なしと認めます。

よって議案第38号農地法第3条の規定による許可申請NO.33については審議の結果、これを認めることに決定いたしました。

日程第5

議案第40号農地法第5条の規定による許可申請について、を議題といたしますが、まず5条を先行して行いますのでご了解ください。

NO.13に会長調査報告の案件が含まれております関係上、NO.13までを代理が進めます。

事務局に議案の朗読と農地区分の報告を求めます。

事務局

(用稲局長)

(議案の朗読及び農地区分の報告)

73ページ. NO.13につきましては、売買による所有権の移転で、転用の目的は事務所兼住宅での申請でございます。

申請地は笠利町須野地区になり、3筆で1300㎡になります。また、83ページに始末書を添付してあります。

申請地は須野集落内にある土地で周りを農地と住宅に囲まれており、小集団で生産性の低い農地であるため、農地区分は第2種農地と判断されます。

86ページ. NO.14につきましては、売買による所有権の移転で、現況が庭で個人の敷地内になっている土地で、まだ所有権が移転されていないそうです。

申請地は名瀬の1筆で69.54㎡になります。

都市計画区域内で周りを住宅に囲まれており、土地区画整理法第2条第1項に規定する土地区画整理事業の施行に係る区域内であるため、農地区分は第3種農地と判断される。

94ページ. NO.15につきましては、売買による所有権の移転で、転用目的は一般住宅としての申請でございます。

申請地は名瀬の和光第1公園近くに位置します。1筆で144㎡です。

都市計画区域内で周りを住宅に囲まれており、土地区画整理法第2条第1項に規定する土地区画整理事業の施行に係る区域内であるため、農地区分は第3種農地と判断される。

102ページ. NO. 16につきましては、売買による所有権の移転で、転用目的は一般住宅としての申請でございます。

申請地は名瀬朝仁新町ファミリーマート交差点から海側に20mの場所です。都市計画区域内で周りを住宅に囲まれており、土地区画整理法第2条第1項に規定する土地区画整理事業の施行に係る区域内であるため、農地区分は第3種農地と判断される。

110ページ. NO. 17につきましては、売買による所有権の移転で、転用目的は資材置き場としての申請でございます。

申請地は名瀬仲勝町の仲勝公園側にあります。申請面積172㎡です。

都市計画区域内で周りを住宅に囲まれており、土地区画整理法第2条第1項に規定する土地区画整理事業の施行に係る区域内であるため、農地区分は第3種農地と判断される。

以上5件でございます。

議長

(榮会長代理)

それでは、順次申請人及び土地の順に担当調査委員による調査意見の報告を求めます

13番

(吉委員)

第5条の申請によるNO. 13の渡し人について報告します。

先に渡し人から報告させていただきます。

申請地は第5回定例総会で農振除外申請の意見書が求められており、その後許可が下りたため今回の5条申請となったもので、農振除外時に相当検討されております。また申請地は許可基準の集落接続施設でありますので、特に問題はないと思われます。

委員の皆様のご審議、よろしく申し上げます。

事務局

(竹田笠利分室長)

第5条の規定によるNO. 13の譲受人に、7月23日火曜日13時21分

に電話にて申請の内容の確認を行いました。転用の目的、地番、面積、土地の譲渡金額についても間違いがないという事で確認がとれております。譲受人よりご迷惑をおかけしましたという事でございます、ご審議よろしくお願いたします。

16番

(野崎委員)

議案第40号農地法第5条のNO.13の土地の説明をいたします。

渡し人宅に22日に伺いまして調査いたしました。

長男に譲渡することは間違いありません。以前の土地は荒れて遊休農地でしたが、現在は事務所兼庭になっておりました。委員の皆様方のご審議よろしくお願いたします。

議長

(榮会長代理)

それでは本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第40号農地法第5条によるNO.13の許可申請については担当調査委員による調査意見の報告のとおり、許可意見と認めることにご異議がなければ挙手をお願いいたします。

(「全員」挙手あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第40号農地法第5条の規定によるNO.13の許可申請については、審議の結果各項目とも適当と認めこれを許可することに決定いたしました。

議長の交代を行います。

議長

(吉会長)

それでは、議案第40号農地法第5条の規定によるNO.14からNO.17までの調査報告をお願いいたします。



1 4 番	<p>(濱手委員)</p> <p>農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請 NO. 1 4 の譲受人、譲渡人、土地についての調査報告を行います。</p> <p>7 月 2 1 日午後 1 時 3 0 分頃譲渡人と直接会い話を聞くことができました。この書面に記載されている通りで間違いはないという事でした。</p> <p>一方譲受人は譲渡人の道向かいの家ですので、譲渡人より話を聞いた後、譲受人に話を聞くことができました。譲受人も書面上のとおりで間違いはないとの事でした。</p> <p>土地については、譲渡人が譲受人の家を指さし、すでに譲受人の庭のようになっているので確認してくださいといわれました。この土地を見ますとバナナが 2 0 坪ほどの土地に 5 本程度、2 カ所に植えられて畑とはいえ庭という感じでした。この土地は袋地になっていて入口はありません。譲渡人の話によれば周りに建物が建ったために、この土地を他の人には譲れず譲受人にしか売れなかったという事でした。皆様方のご審議の程よろしく申し上げます。</p>
1 1 番	<p>(中山委員)</p> <p>NO. 1 5 について調査報告いたします。</p> <p>7 月 2 3 日朝の 6 時 4 0 分に現地を確認しました。</p> <p>周囲が住宅地で隣は新築工事中でありました。</p> <p>受人に夕方 6 時 1 0 分頃、電話で話を聞くことができました。</p> <p>申請内容を確認したところ間違いありませんという事でございました。</p> <p>建築の方は許可が下りしだい着工したいということでありました。</p>
7 番	<p>(前山委員)</p> <p>農地法第 5 条 NO. 1 5 の渡し人について報告いたします。</p> <p>2 4 日午後 6 時 2 0 分頃渡し人の自宅を訪問して聞き取り調査をしました。その結果番地、面積、対価等について間違いありません、申請書とおりにです。よろしく申し上げますという事でございました。以上です。</p>
事務局	<p>(用稲局長)</p> <p>農地法第 5 条 NO. 1 6 の譲受人について報告します。</p> <p>7 月 2 4 日 9 : 5 4 分に龍郷町にお住まいの譲受人に電話にて確認をいたしました。</p>

	<p>譲受人の住所、土地の所在、土地の対価等を確認し、申請書の内容は間違いのないとの事で確認いたしました。</p> <p>委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。</p>
1 1 番	<p>(中山委員)</p> <p>譲渡人について、7月の23日11時50分渡し人宅に電話をしました。息子さんが応対していただきました。渡し人本人は現在旅行中という事で、携帯電話は所持していないという事で、直接話を聞くことはできませんでした。渡し人は来週には帰省するという事でございますのでご検討お願いいたします。以上です。</p>
6 番	<p>(西委員)</p> <p>土地について報告します。</p> <p>7月23日火曜日午後6時頃、私と上原委員2人で朝仁の申請地を見に行きました。申請地の周りは住宅地で、土地は古いコンクリートが敷かれていました。事前施工等はありませんでした。</p>
7 番	<p>(前山委員)</p> <p>5条申請NO. 17の受人について報告いたします。</p> <p>6月23日午後6時頃自宅に伺い直接本人に聞き取り調査を行いました。</p> <p>現在水道関係の会社を営んでいるという事で、土地、地番、対価は間違いありませんのでよろしくお願い致しますという事でございました。</p> <p>申請地とは現在の自宅の後ろ側でつながっており便利は非常に良いと思いましたが。場所は都市計画区域内の山裾にありまして雑草が生えて事前着工はしていません。何ら問題はなかろうかと思いましたが。皆様のご審議方よろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>(用稲局長)</p> <p>農地法第5条のNO. 17について調査報告します。</p> <p>7月19日 17:15分に大阪府貝塚市にお住まいの譲渡人に電話にて確認をいたしました。</p> <p>譲渡人の住所、土地の所在、土地の対価等を確認し、申請書の内容は間違いのないとの事で確認いたしました。</p> <p>委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。</p> <p>以上です。</p>

議長

(吉会長)

それでは本案に対する質疑に入ります。NO. 14からお願いします。質疑ございませんか。

3番

(肥後委員)

NO. 16について本人の確認ができないものを通すわけにはいかないの  
で、次回に確認が取れたときに審議したらいかがでしょうか。

議長

(吉会長)

NO. 16については次回にして今回は保留という事によろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第40号農地法第5条による許可申請NO. 14. 15. 17については担当調査委員による調査意見の報告のとおり、許可意見と認め、NO. 16については保留という事でご異議がなければ挙手をお願いいたします。

(「全員」挙手あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第40号農地法第5条の規定による許可申請NO. 14. 15. 17については、審議の結果各項目とも適当と認めこれを許可することに決定し、NO. 16については保留という事で決定いたしました。

日程第5

議案第39号農地法第4条の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局に議案の朗読と農地区分の報告を求めます。

<p>事務局</p>	<p>(用稲局長)</p> <p>(議案の朗読及び農地区分の報告)</p> <p>63ページ NO. 3の申請人は横浜市に在住の方で、転用目的は貸し駐車場としての申請でございます。</p> <p>場所は朝仁新町になります。面積が381㎡の貸し駐車場となります。</p> <p>都市計画区域内で周りを住宅に囲まれており、土地区画整理法第2条第1項に規定する土地区画整理事業の施行に係る区域内であるため、農地区分は第3種農地と判断される。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>(吉会長)</p> <p>それでは、順次申請人及び土地の順に担当調査委員による調査意見の報告を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>(用稲局長)</p> <p>6月20日 13:00頃に横浜市在住の篤さんに電話にて確認をいたしました。</p> <p>申請人の住所、土地の所在、土地の対価等を確認し、申請書の内容は間違いのないとの事で確認いたしました。申請地が長年空き地で農地として利用できないまま駐車場として使用しています。今回地目変更にあたり、貸し駐車場として申請しましたとの事で確認をとりました。委員の皆様のご審議をよろしく願いいたします。</p>
<p>6番</p>	<p>(西委員)</p> <p>土地について、7月23日午後6頃私と上原委員2人で朝仁の申請地の確認を行いました。</p> <p>申請地はバス道路沿いにあります。</p> <p>申請地の周りは住宅地で更地の状態ですが車が1台止まっており、申請地の真ん中に、駐車場の看板が立っておりました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>(吉会長)</p> <p>それでは本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。</p>

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第39号農地法第4条による許可申請については担当調査委員による調査意見の報告のとおり、許可意見と認めることにご異議がなければ挙手をお願いいたします。

(「全員」挙手あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第39号農地法第4条の規定による許可申請については、審議の結果各項目とも適当と認めこれを許可することに決定いたしました。

日程第6

議案第41号笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について、を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

事務局

(竹田笠利分室長)

(事務局の朗読及び説明)

内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることを報告いたします。

議長

(吉会長)

これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第41号笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定については、許可意見と認めることにご異議がなければ挙手をお願いいたします。

(「全員」挙手)

<p>議長</p>	<p>挙手多数でご異議なしと認めます。 よって、議案第41号笠利地域農用地利用集積計画（利用権設定）の決定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。</p> <p>（吉会長） 日程第7 議案第42号笠利地域農用地利用集積計画（農地中間管理事業活用）の決定について、を議題といたします。 事務局に議案の朗読及び説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>（用稲局長） （事務局の朗読及び説明）</p>
<p>議長</p>	<p>（吉会長） これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>（「なし」の声あり） 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。 議案第42号笠利地域農用地利用集積計画（農地中間管理事業活用）の決定については、許可意見と認めることにご異議がなければ挙手をお願いいたします。</p> <p>（「全員」挙手）</p> <p>挙手多数でご異議なしと認めます。 よって、議案第42号笠利地域農用地利用集積計画（農地中間管理事業活用）の決定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。</p> <p>日程第9 議案第43号農地移動適正化あっせん委員の決定について、を議題といたします。 事務局に議案の朗読及び説明を求めます。</p>

事務局

(用稲局長)

(事務局の朗読及び説明)

議案第43号農地移動適正化あっせん委員の決定について

農業経営基盤強化促進法第13条第1項の規定により別紙申出書に対するあっせん委員の選任を求めます。

127ページをお開き下さい。議案第43号 農地移動適正化あっせん委員の決定について、5月20日にあっせんの申込があり、6月6日に1名の方から買受希望の申込がありました。

場所は奄美市名瀬小湊字曲路1927番11外5筆になります。果樹園と聞いております。

今回あっせん委員として2名の方の選任を求める訳でございますが、農地移動適正化あっせん事業要領で農地利用最適化推進委員からあっせん委員1名以上を指名し、農用地等の権利移動のあっせんを行わせるものとありますので、上原委員と日高委員の選任をお願いするものであります。

議長

(吉会長)

これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第43号農地移動適正化あっせん委員の決定については、これを認めることにご異議がなければ挙手をお願いいたします。

(「全員」挙手)

挙手多数でご異議なしと認めます。

よって、議案第43号農地移動適正化あっせん委員の決定について、審議の結果これを認めることに決定いたしました。

以上で、本日用意した議事日程はすべて審議を終了いたしました。

連絡事項等があるようですから、これから協議会へ移したいと思います。

正会に戻します。

以上で、本日用意した案件は全て審議終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れ様でした。

令和元年 7月25日

奄美市農業委員会

会長 吉 卓男

署名委員

署名委員

作成者 用稲 工巳